

第6章

緑化重点地区

1 緑化重点地区の概要

本計画において、特に緑化推進を重点的・総合的に実施する地区を緑化重点地区として位置付けます。緑化重点地区は、本計画が目指す将来像をモデル的に実現していくことにより、本市の緑のまちづくりを先導していくことを目的とするものです。

本市では、以下の7地区を、保存継承エリアとしての重点地区と新規整備エリアの重点整備地区に分類し、各地区において先導して緑化を推進していきます。

表 6-1 緑化重点地区

No.	緑化重点地区	重点地区	重点整備地区
1	守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区	○	
2	守谷市役所庁舎周辺地区	○	
3	立沢一帯地区	○	
4	稲戸井調節池地区	○	○
5	守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設 予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区		○
6	新守谷駅周辺地区		○
7	守谷駅周辺地区		○

2 緑化重点地区の設定

(1) 守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区

1) 重点地区の設定

市最大の歴史遺産である守谷城址公園周辺から愛宕谷津一帯の樹林地をつなぐ『守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区』を重点地区として設定します。

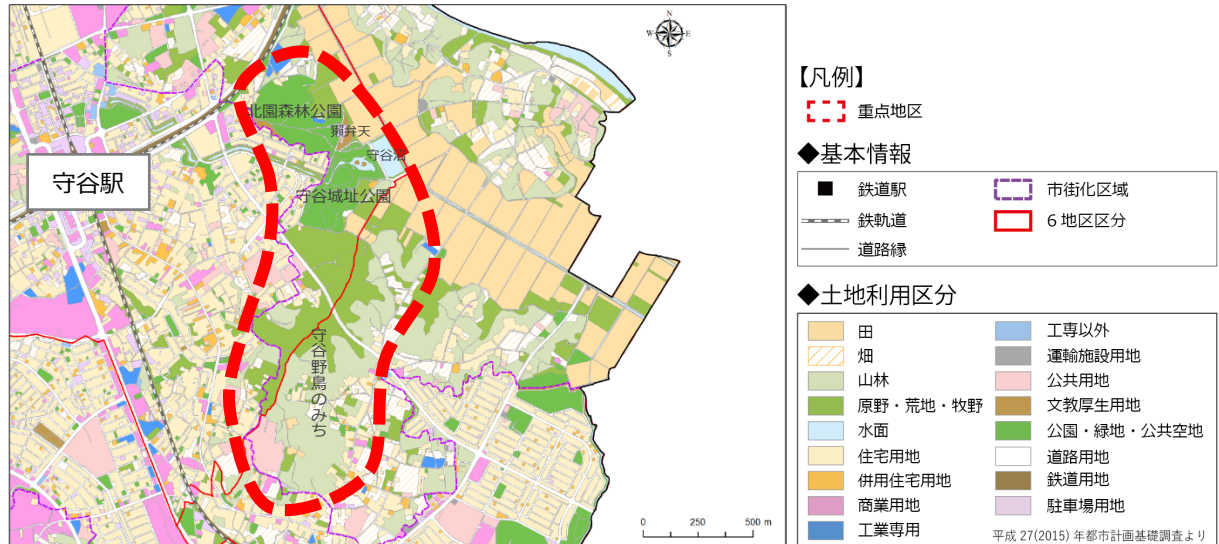


図 6-1 重点地区（守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

「守谷城址公園」は、守谷城の城跡を利用してつくられた公園であり、茨城百景にも選定されている水と緑に恵まれた公園です。園内は多目的広場や芝生広場など、守谷沼と水路の連続性を確保した水辺ゾーンや、公園整備前から存在する小さな丘をそのまま残している獺弁天ゾーン、守谷城址の自然の景観や地形を損なわず城跡を生かした造りとなっている城址ゾーンなどに分かれています。また、隣接する自然豊かな北園森林公園も一体的に整備されており、近隣住民の憩いの場として親しまれています。

また、「守谷野鳥のみち」は、市の中心市街地にあるまとまった緑を守谷市観光協会と守谷野鳥のみち自然園が主体となり、ボランティア、市内中学生、事業者などの協力を得て、協働で整備したもので、中心市街地における身近で大規模な里山と有機的な動植物連鎖のあるビオトープとなっており、オオタカなどの猛禽類の生息も確認されています。このことから「守谷野鳥のみち」一帯は、将来にわたり保全していくべき貴重な自然であり、生物の生息・生育地であるとともに、人々の憩いの場や環境学習の場など多面的な活用が期待されます。

さらには、本地区は守谷市都市計画マスタープランにおいて、「水と緑と歴史のふれあい拠点」として位置付けられています。また、歴史的環境と自然環境を結ぶ散策路として市民協働によって整備・管理されていることから、グリーンインフラの考え方に基きまちづくりが進展している地区であるといえます。

このような特徴を持つ本地区においては、「環境保全」、「防災・減災」、「地域振興」という多様な観点から、将来にわたり保全・活用していくことが求められています。

3) 整備の基本方針

守谷城址公園・守谷野鳥のみち周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

守谷の緑を象徴する身近で貴重な自然環境の継承

- 水と緑豊かな環境の維持・保全を図ります
- 公園・緑地の維持管理・保全を図ります
- 多様な生物の生息・生育地の保全を図ります
- 市民活動の場としての活用を推進します

4) 整備の方向性

① 水と緑豊かな環境の維持・保全を図ります

愛宕谷津一帯の水と緑が豊かな環境を維持・保全するために、土地所有者との借地契約を進めるとともに、買取りについても検討を行います。

② 公園・緑地の維持管理・保全を図ります

北園森林公園及び守谷城址公園内の植栽や遊具などの設備について、安全性に配慮した適正な維持管理を行い、市民にとって親しみのある憩いの場として保全・活用を図ります。

③ 多様な生物の生息・生育地として保全を図ります

守谷の資産であり身近で貴重なまとまった緑地である「守谷野鳥のみち」については、多様な生物のすみかとして引き続き保全を図ります。また、「守谷野鳥の森散策路」や湿地草原の「鳥のみち」については、引き続き市民との協働による維持管理を行い、エコロジカル・ネットワークとして維持していきます。

④ 市民活動の場としての活用を推進します

守谷野鳥のみちの整備の中心となった守谷市観光協会や守谷野鳥のみち自然園などのボランティア団体と連携し、市民活動の場として積極的に活用することで守谷を象徴するこの親しみのある自然環境を将来にわたり保全・継承していきます。

また、バルコン広場や水辺広場、柳の休憩スポットなどの場を活用しながら、自然体験や歴史学習などの環境学習の場としての活用などにより、市民と連携した生物調査などの活動についても積極的に支援し、協働による緑地の保全・活用や緑の普及啓発を積極的に進めます。

5) 緑化推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	守谷城址公園、北園森林公園、守谷沼の保全・管理
2	斜面林・屋敷林などの保全・活用
3	社寺林の保全・活用
4	希少種を含めた生き物の生息環境の保全
5	緑の遊歩道のネットワークづくり
6	環境学習などの場としての活用促進

(2) 守谷市役所庁舎周辺地区

1) 重点地区の設定

守谷の原風景である斜面林に囲まれた、市庁舎が位置する『守谷市役所庁舎周辺地区』を重点地区として設定します。



図 6-2 重点地区（守谷市役所庁舎周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

地区内には、守谷市役所及び守谷中央図書館が整備されており、これらの施設の花壇の整備や周辺道路の街路樹などの保全・管理により緑化推進を図っています。

また、市庁舎を囲むように守谷の原風景の象徴である斜面林が一体的に連っており、これらは将来にわたり守り続けるべき貴重な緑です。しかし、宅地化が進行しつつあり、持続的な保全が懸念されています。

3) 整備の基本方針

守谷市役所庁舎周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

行政文化拠点として市の顔となる緑きらめく空間の形成

- 樹林地・谷津などの緑の保全と活用を図ります
- 公共公益施設の緑化推進を図ります
- 誰もが安全で快適に歩くことができる緑のみちづくりを推進します

4) 整備の方向性

① 樹林地・谷津などの緑の保全と活用を図ります

市庁舎を囲む斜面林について保存緑地として指定するとともに買収を検討することにより、保全・管理を図ります。

また、地区内の豊かな樹林や谷津などを多様な生物の生息・生育区域として将来にわたり保全・活用を図ります。

② 公共公益施設の緑化推進を図ります

守谷市役所及び守谷中央図書館などにおいては、施設緑地の保全・管理や緑化推進を図ります。

また、壁面緑化や屋上緑化などスペースを有効活用した緑化推進も検討します。

③ 誰もが安全で快適に歩くことができる緑のみちづくりを推進します

市庁舎周辺道路における街路樹などの保全・管理を図り、遊歩道の整備を推進します。

また、区域内の花壇や周辺道路の植樹柵の保全・管理を継続実施するとともに、市の花である山百合を観賞できる憩いの場や環境学習としての場としての活用も図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	斜面林・平地林・屋敷林や谷津の保全・活用
2	希少種を含めた生き物の生息環境の保全
3	環境学習の場としての活用

(3) 立沢一帯地区

1) 重点地区の設定

谷津や斜面林、屋敷林が豊かな『立沢一帯地区』を重点地区として設定します。

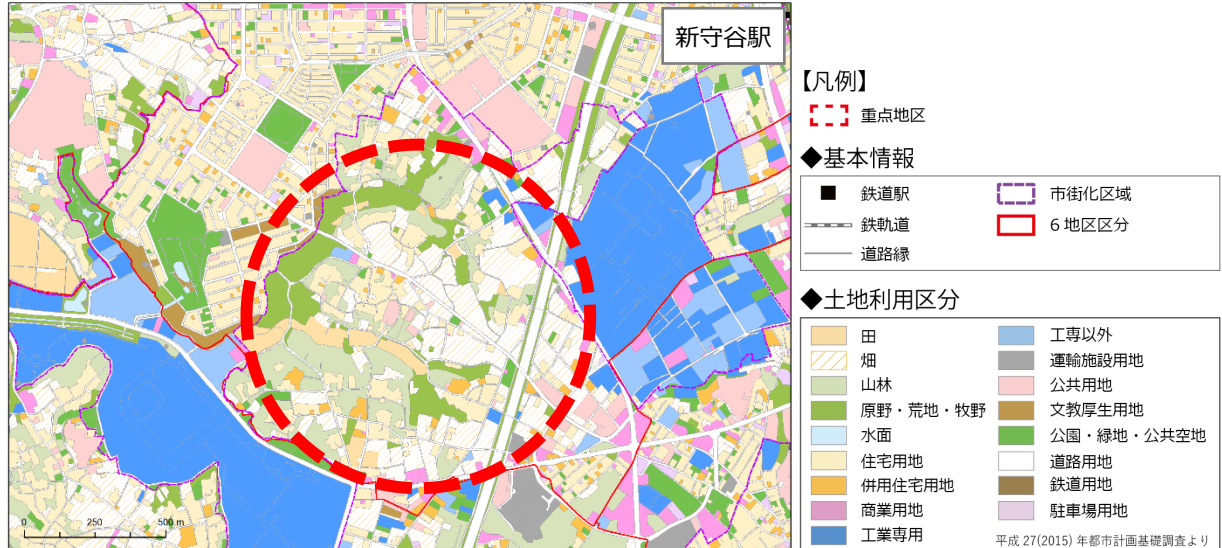


図 6-3 重点地区（立沢一帯地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

「立沢一帯地区」は、谷津や斜面林、屋敷林が豊かな地区であり、農村集落と介在する農地が存在する地区です。また、市民を中心とした里山づくりがさかんな地区となっています。

一方で、耕作放棄地などの休耕地が増加しており、これらの農地活用が課題となっています。

3) 整備の基本方針

立沢地区の整備方針は以下のとおりとします。

緑豊かな立沢里山を中心とした保全と活用による自然環境の継承

- 耕作放棄地を含めた農地の保全と活用を図ります
- 環境学習の場としての活用を図ります
- 保存緑地（未指定区域）の指定推進を図ります

4) 整備の方向性

① 耕作放棄地を含めた農地の保全と活用を図ります

立沢里山の緑豊かな自然環境を将来にわたり継承していくため、特に農村集落内の耕作放棄地などの農地の保全と活用を推進します。

② 環境学習の場としての活用を図ります

立沢里山の会を中心とした環境学習の場づくりを引き続き実施していくことで、立沢里山の自然環境を保全します。

③ 保存緑地（未指定区域）の指定推進を図ります

立沢里山周辺には緑豊かな自然環境を形成している緑地が多く残されているので、保存緑地未指定となっている区域の指定推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	耕作放棄地を含めた農地の保全・活用
2	環境学習の場としての活用

(4) 稲戸井調節池地区

1) 重点地区・重点整備地区の設定

本地区は、利根川の鬼怒川合流点下流左岸に位置しており、運動広場などの機能を備えた公園などへの利活用を検討している箇所を含む区域です。この区域を『稲戸井調節池地区』とし、重点地区及び重点整備地区として設定します。

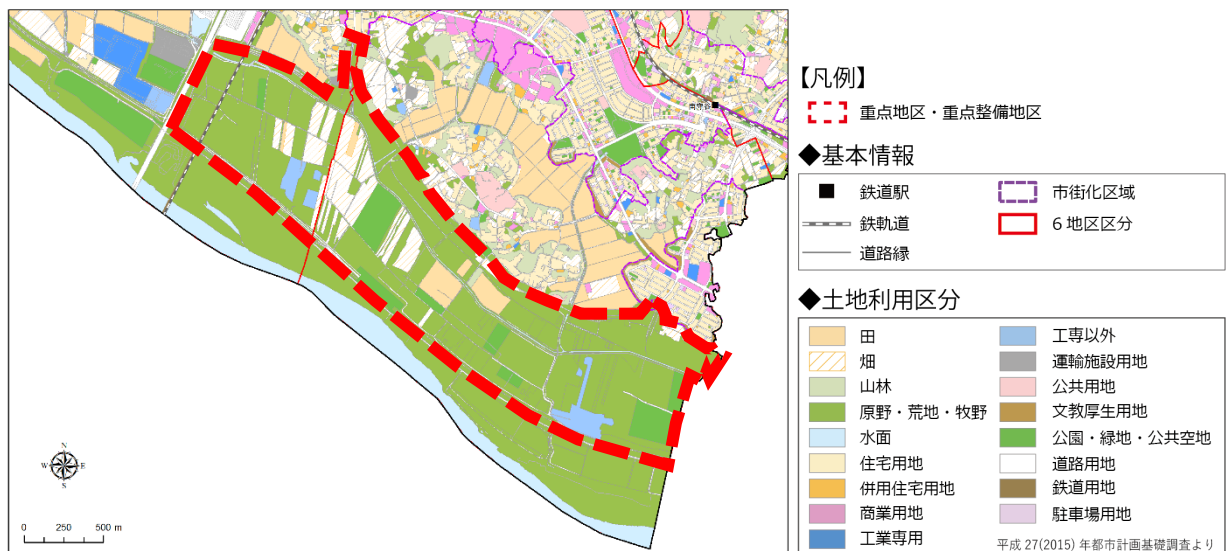


図 6-4 重点地区・重点整備地区（稲戸井調節池地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

本地区は、利根川の調節池として洪水調整機能を有しており、グリーンインフラとしての機能を既に発揮しています。また、湿原・湿性林、草地、水辺など変化に富んだ自然環境が残されている区域です。さらに、周辺ではオオタカなどの猛禽類や湿地環境に生育するナガボノシロワレモコウ（茨城県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）やワタラセツリフネソウ（茨城県レッドリスト情報不足 1 注目種）などが確認されており、貴重な生物の生息・生育地となっています。

また、本市は利根川、鬼怒川、小貝川に三方を囲まれており、過去の災害経験などから防災教育の場としての活用も見込まれます。

さらに、利活用事業によりまとまった広さのオープンスペースの確保が想定されるため、市民の憩いの場としての活用も見込まれます。

これらの活用としてふさわしい豊かな緑地空間を形成できるよう、既存緑地の保全及び活用、そして地域と連携した取組が求められます。

3) 整備の基本方針

稲戸井調節池地区の整備方針は以下のとおりとします。

多様な生物と人々がふれあう賑わい・交流の場としての空間の創出

- 豊かな水辺と緑を保全・活用し親水性の向上を図ります
- 多様な生物の生息・生育地としての活用を図ります
- 緑豊かな河川空間を最大限活用し多機能な空間形成を図ります

4) 整備の方向性

① 豊かな水辺と緑を保全・活用し親水性の向上を図ります

市街地内の身近な水辺として、子供や高齢者も安全に水辺に近づけるよう、水と緑をつなぐ散策路や親水空間などを整備し、遊歩道のネットワークづくりや、環境学習としての活用など水辺に親しむことのできる環境を提供します。

また、市民や周辺市町村の人々にとって安全で安心な憩いの場となるよう、転落防止柵などの安全施設などの整備を図ります。

② 多様な生物の生息・生育地としての活用を図ります

多様な生物の生息・生育地である湿原・湿性林、草地、水辺などについて、市民ボランティア団体や地域住民などと連携しながら保全を図ります。

③ 緑豊かな河川空間を最大限活用し多機能な空間形成を図ります

常磐自動車道守谷サービスエリアに近接する約 15ha の区域において、国からの土地の借り受けを予定しており、現在整備予定である水辺に親しむことのできる交流拠点などのオープンスペースを活用することで、地区全体の緑豊かな空間を生かした環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能や景観形成機能などを有する、多機能な空間を創出します。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	多機能拠点としての利活用
2	希少種を含めた生き物の生息環境保全
3	緑の遊歩道のネットワークづくり
4	環境学習の場としての活用
5	斜面林の保全・活用

(5) 守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺 ・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区

1) 重点整備地区の設定

常磐自動車道守谷サービスエリアにおけるスマートインターチェンジの整備に合わせて、新たな守谷市の玄関口としての拠点形成が期待される『守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区』を重点整備地区として設定します。

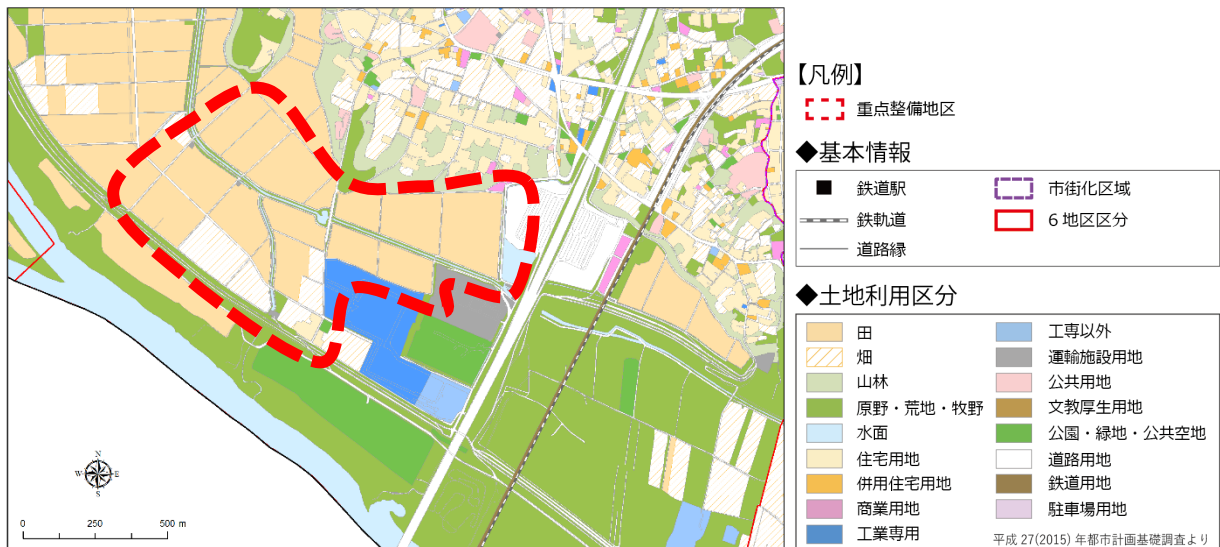


図 6-5 重点整備地区（守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

本地区が位置する大野地区周辺は、農業従事者の高齢化や将来的な後継者不足が懸念されており、現在農地中間管理事業を活用し、農地の集約化を図り有効活用をしている地域です。本地区では守谷サービスエリアと都市計画道路を結ぶスマートインターチェンジの整備予定があり、将来的に交通の利便性が飛躍的に高まることが想定される地域です。

また、本地区は土地区画整理事業予定区域であり、一体的な土地の利活用による地域活性化の効果が期待できます。なお、事業区域については、将来市街化区域への編入を予定しています。

一方で、開発による緑量の減少が懸念されるため、公園・緑地やオープンスペースの整備などにより緑化を推進していく必要があります。

3) 整備の基本方針

守谷サービスエリアスマートインターチェンジ開設予定地周辺・複合産業土地利用検討ゾーン周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

斜面林や田園風景と調和する緑豊かな複合産業拠点の形成

- 公園・緑地の整備などにより緑化推進を図ります
- 市民・行政・民間事業者との協働により緑の保全を図ります

4) 整備の方向性

① 公園・緑地の整備などにより緑化推進を図ります

土地区画整理事業に当たっては、田園風景が広がる周辺環境との調和を図りつつ潤いある街並みを創出するために公園・緑地を整備します。

スマートインターチェンジや都市計画道路などの道路構造物については、沿道の緑化推進を図ります。

② 市民・行政の協働により緑の保全を図ります

地区の北側に連なる斜面林などについては、保存緑地の指定とともに市所有とすることにより保全を図ります。また、その他の緑地やオープンスペースについては、周辺の田園風景と調和するよう緑地の整備・保全を図ります。

土地区画整理施行者に対しては、事業者に対しカーボン・オフセットの取組について周知することで環境保全への協力を促進します。

また、商業・業務施設においては、接道部における魅力ある緑化やプランターによる緑化などの多様な緑化手法の活用に努め、周辺の田園風景や住環境、後背の斜面林などとの調和を図るよう要請します。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	公園，緑地整備による緑化の推進
2	官民連携による緑の保全

(6) 新守谷駅周辺地区

1) 重点整備地区の設定

広域交通網を生かした副次拠点である『新守谷駅周辺地区』を重点整備地区として設定します。

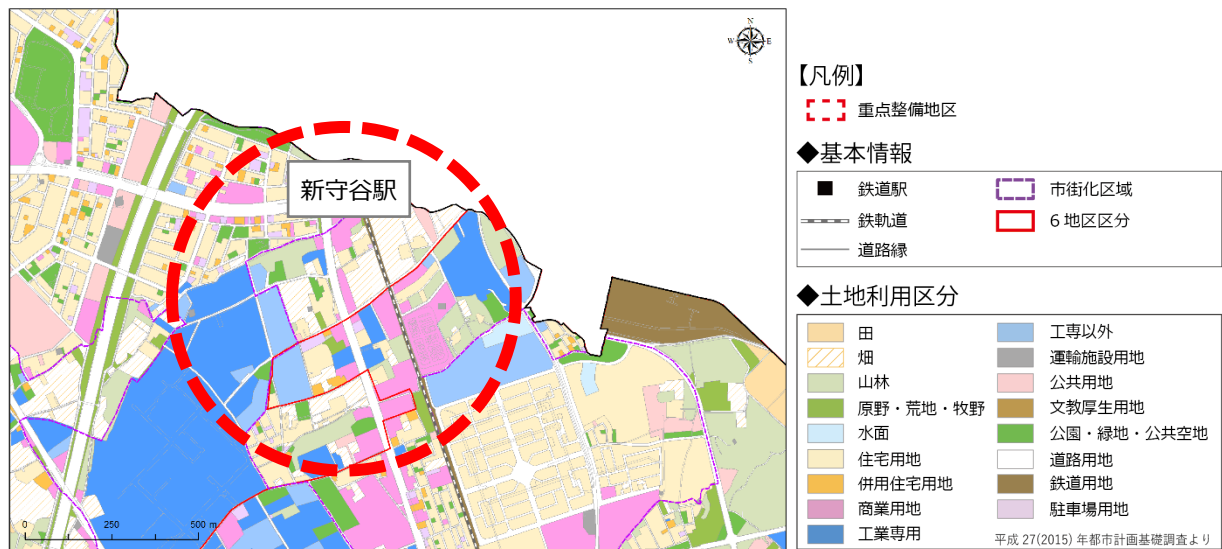


図 6-6 重点整備地区（新守谷駅周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

商業・業務施設や公共施設の集積と良好な居住環境を図るべき拠点として、副次拠点に位置付けられています。また、土地区画整理事業を予定している地区であり、広域交通網の利便性を生かした土地活用、企業誘致が進んでいきます。

これらの事業が進む中、周辺の居住環境との調和、そして居住環境の向上を図ることが課題となっています。

3) 整備の基本方針

新守谷駅周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

産業の集積と良好な居住環境により緑あふれる賑わいのある副次拠点の形成

- 電線類の地中化の推進による景観向上を図ります
- 市街地（住宅・業務地など）の緑化推進を図ります

4) 整備の方向性

① 電線類の地中化の推進による景観向上を図ります

事業実施に合わせ、電線類の地中化による景観向上と空間利用の促進を図ります。

② 市街地（住宅・業務など）の緑化推進を図ります

土地区画管理事業に伴い市街地（住宅・業務など）が形成されるので、緑量の確保のため、緑化推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	電線類の地中化の推進による景観向上
2	市街地(住宅・業務地など)の緑化推進

(7) 守谷駅周辺地区

1) 重点整備地区の設定

市の玄関口である『守谷駅周辺地区』を重点整備地区として設定します。

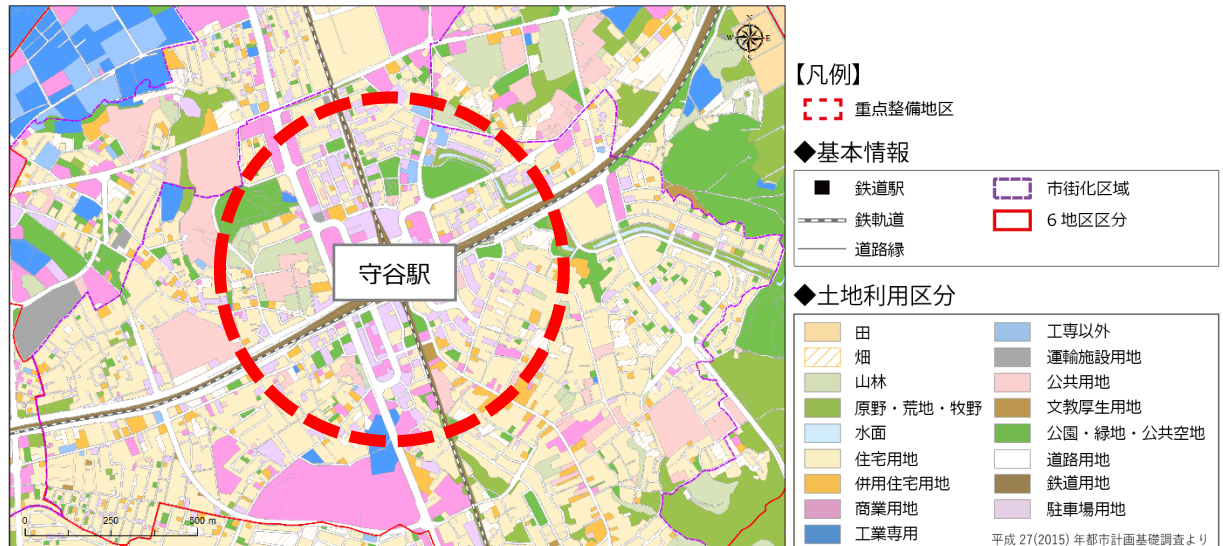


図 6-7 重点整備地区（守谷駅周辺地区）の範囲

2) 地区の現況と課題

都市拠点である本地区は、市の玄関口であり、広域拠点に位置付けられています。駅周辺及び国道294号沿道に市街地が形成されており、つくばエクスプレスの開業や市街地開発、宅地化の進展により人口が増加しています。

また、市全体の人口は令和17(2035)年まで増加することが想定されるため、まちの更なる発展に向けて、市の玄関口としての緑化推進が課題として挙げられます。

3) 整備の基本方針

守谷駅周辺地区の整備方針は以下のとおりとします。

市の玄関口として活気あふれる中心拠点の形成

- 公園等里親事業による駅前ロータリーなどの花壇の管理を行います
- 商業施設・住宅開発時の緑化推進を図ります

4) 整備の方向性

① 公園等里親事業による駅前ロータリーなどの花壇の管理を行います

公園等里親事業による駅前ロータリーなどの花壇の管理などにより、緑化推進及び市の玄関口としての環境の質の向上を目指します。

② 商業施設・住宅開発時の緑化推進を図ります

本地区周辺において新たに商業施設や住宅などの開発を行う際は、緑量の確保のため、緑化推進を図ります。

5) 緑化の推進に関わる施策

本地区において、整備の基本方針、方向性に基づき、下記に示す施策の推進に努めます。

No.	施 策
1	公園等里親事業による駅前ロータリーなどの花壇の管理
2	商業施設・住宅開発時の緑化推進

